

教育再生実行会議〈H25.1～H29.6.1～〉第1次提言～第10次提言～

《100年先を見据えた新たな教育の在り方》

I これからの時代に求められる能力を飛躍的に高めるための教育の確信	II 生涯現役・全員参加型社会の実現や地方創世のための教育の在り方	III 教育立国実現のための教育財源など行政の在り方
-----------------------------------	-----------------------------------	----------------------------

◇ キーワード

国・地方公共団体・学校：持続可能な開発のための教育の展開	サードプレイスづくり		
小中一貫学校（義務教育学校 H28.4.1 学校教育法改正）の設置	幼児教育の充実、無償教育、義務教育の延長		
教育行政と労働、福祉行政の連携強化（文部科学省と厚生労働省）	ワーク・ライフ・（スタディ）バランス		
アクティブ・ラーニング	地域スポーツコミッション	社会人の多様なニーズに対応する教育プログラム	
教育再生先導地域（仮称）	教職課程コアカリキュラム	不登校特例校	夜間中学の設置の促進
全校コミュニティスクール化	学校運営協議会	地域学校協働活動	CS ディレクターの設置
幼児教育の段階的無償化及び質の向上	高等教育段階における教育費負担軽減	地域学校協働活動推進員	
学習指導要領の示し方の工夫・活動の充実と学習評価の在り方の見直しと大学入学選抜の改革との一体的推進			

中央教育審議会答申 H27.12.21
新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策

中央教育審議会答申 H28.12.21
幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について

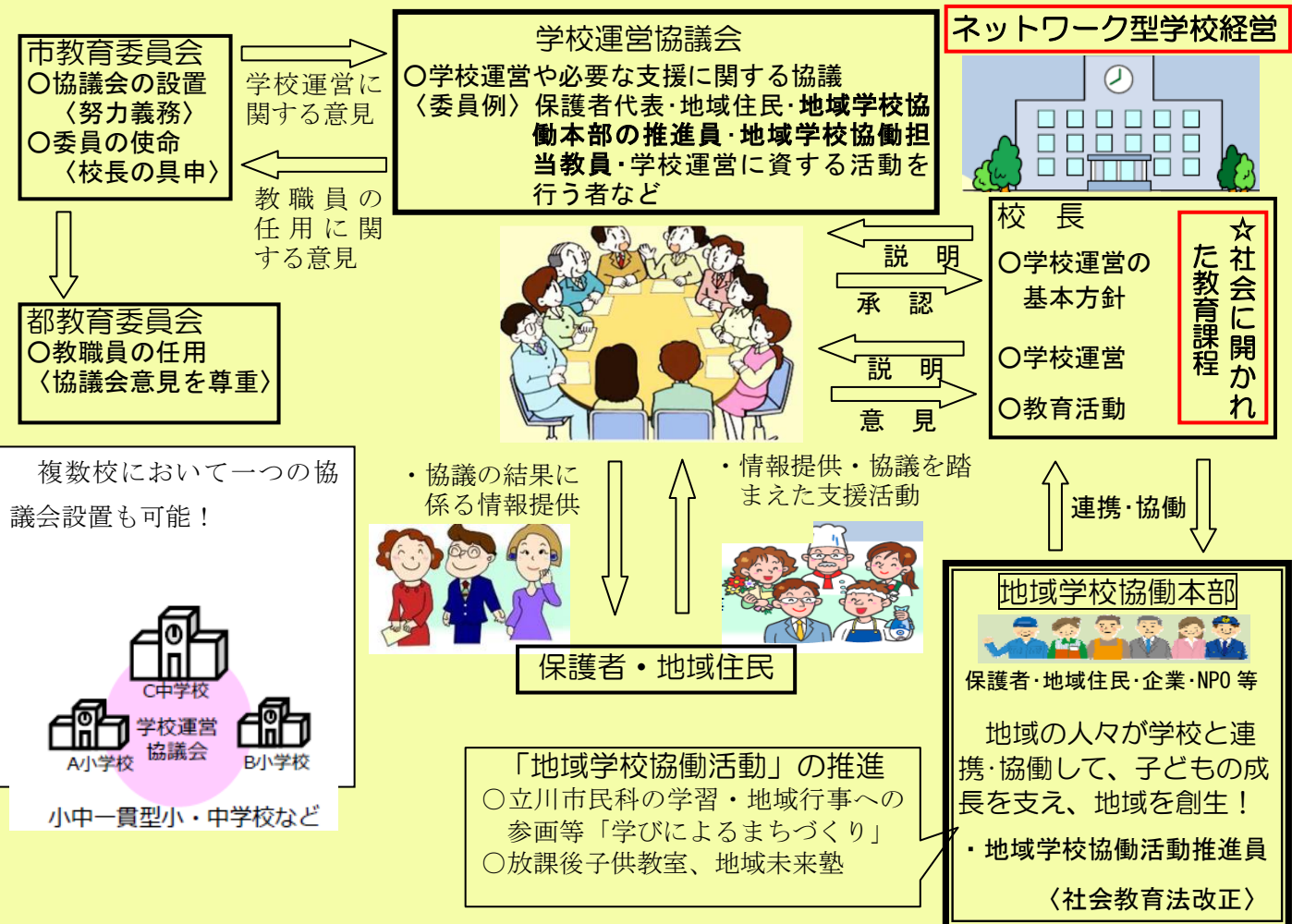
◇ 「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「小中学校学習指導要領」

- ◇ 平成29年3月31日公布・平成29年4月1日施行
- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正
 - ・初任研のための基礎定数の新設（初任者6人に1人）、教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示
 - 義務教育費国庫負担法の一部改正
 - ・「不登校特例校」「夜間学校」の実施を目的として配置される教職員に係るものを国庫負担の対象に付加
 - 学校教育法の一部改正
 - ・学校事務職員の職務規程の見直し（事務に従事する→事務をつかさどる）
 - 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正
 - ・共同学校事務室を置くことができる。学校運営協議会を置くように努めなければならない。
 - 社会教育法の一部改正
 - ・教育委員会は（略）地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。
- ☆ これらの改正により、学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた学校の運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

コミュニティ・スクールの推進を目指して

コミュニティスクールとは、「学校運営協議会」を設置している学校のこと！
学校運営協議会（地教法第47条6）

- 校長が作成する学校運営の基本方針の承認をすること。
- 学校運営について、教育委員会又は校長の意見を述べるができること。
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項（個人名は挙げられない）について、教育委員会に意見を述べるができる。



- ◆ コミュニティスクールの効果
- 持続可能（組織的・継続的）な体制の構築
 - 当事者意識・役割分担
 - 複雑化・困難化した教育課題に対応
 - 目標・ビジョンを共有した協働活動

学校と地域とが、共通の目標等を共有し、その達成に向かって、ともに前進している実感によって、学校はよりよく発展し、まちづくりが進展する。